

大分県報

令和七年
第六一三号
六月三日

（火曜日）

目次

告示	一
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧・保安林の指定	一
公告	一
契約者等の公示（三件）	一
開発行為の完了	二

○告示

大分県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表大塚和彦からの県営土地改良事業施行申請を適當と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年六月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営水田畑地化推進基盤整備事業

長湯地区

令七・六・三から
令七・六・二三まで

竹田市役所

大分県告示第二百六十七号

令和七年六月三日

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和七年六月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林の所在場所

国東市国見町千燈字井田川一五八八番、一五八九番一から一五八九番三まで、一五九〇番一から一五九〇番三まで、一五九二番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字井田川一五八九番二、一五八八番・一五九〇番一から一五九〇番三まで（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公告

次のとおり契約者等について公示する。

令和七年六月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 随意契約に係る借入物品の名称及び数量

電子計算機 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部デジタル政策課

大分県報（告示・公告）

大分市大手町三丁目一番一号 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当
随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社ＪＥＣＣ 営業統括本部長 飯 倉 義 一 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号	次のとおり契約者等について公示する。 令和七年六月三日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
随意契約に係る契約金額 八千五百九十二万四千五百七十五円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	一 随意契約に係る役務の名称及び数量 大分県次世代型情報システム共通基盤運用保守業務委託
契約の相手方を決定した手続 随意契約	二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部デジタル政策課
随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当	三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日
次のとおり契約者等について公示する。 令和七年六月三日	四 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通Ｊａｐａｎ株式会社九州北部公共ビジネス部 部長 湯 川 洋 祐
一 随意契約に係る役務の名称及び数量 プログラム・プロダクトの使用及びサポート 一式	五 随意契約に係る契約金額 五千四百二十七万三千百二十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県総務部デジタル政策課	六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
三 随意契約の相手方を決定した日 令和七年四月一日	七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当
四 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通Ｊａｐａｎ株式会社 九州北部公共ビジネス部 部長 湯 川 洋 祐 大分市東春日町十七番五十八号	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和七年六月三日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
五 随意契約に係る契約金額 四千四百九万五千七百八十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	一 開発区域に含まれる地域の名称 中津市大字万田字万田前三百八十二番一の一部（二工区）
六 契約の相手方を決定した手続 随意契約	二 開発区域の面積 四百二十二・二三平方メートル
七 随意契約の理由	

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市大字万田三百九十一番地一

株式会社スーパ―細川 代表取締役 細川

唯

四 完了検査年月日

令和七年五月十五日

令和七年六月三日

大分県報（公告）

三